

「キリシタン禁令」の研究

安
野
眞
幸

はしがき

序 論

一 テキスト

二 研究史

(a) A 文書の発見を渡辺氏の四学説

(b) G 説（江戸時代以来の定説）批判

(c) F 説・H 説批判

(d) 偽文書説の成立と解体

第一章 文書の対象

一 「簡条書の宣告文」

二 キリンタン党

第二章 対象との関係

一 統合の論理と排除の論理

二 「天下」の構想

第三章 文書の分析

一 四法令群への分解

二 β 群の分析

三 (6)の首部の分析

四 γ 群の分析

第四章 文書の機能と成立過程

一 文書の作成主体

二 右近への棄教要求

三 文書の二段階成立

四 コエリヨとの交渉

五 翌朝の演説

第五章 文書の伝来と名称

——むすびにかえて——

はしがき

本論は、秀吉朱印状で△天正十五年六月十八日付、十一カ条からなる「覚」▽についての考察である（立論の都合上、当文書を「キリシタン禁令」と名付け、「A文書」と表記する）。このA文書を考察するための参考史料として、まず文書には、△天正十五年六月十九日付、五カ条からなる「定」▽（平戸松浦博物館所蔵「松浦家文書」所収）がある（これを「伴天連追放令」と名付け、「B文書」と表記する）。記録・編纂物・著述としては、次の四つを挙げることができる。（イ）一五八年二月二十日付、有馬発フロイス書翰。（ロ）フロイス『日本史』第二部第九十七章。（ウ）アビラ・ヒロン『日本王国記』第五章第二節。（エ）「九州御勅座記」所収書翰（これらを記録（イ）、記録（ロ）の如く表記する）。

当該A文書を同時代人は「箇条書の宣告文」「伴天連成敗御朱印状」と呼んでいたが、本来何と呼ぶべきものであるかという問題こそが本稿の中心課題であり、それ故、本論の最後第五章で取り扱うこととする。

当文書の様式論上の特徴として、次の六つを挙げることができる。①書出に「覚」とあること。②中書が「一つ書式」であること。③書留に処罰文言があること。④日付に年付があること。⑤差出所に「御朱印」のあること。⑥宛名が記されていないこと。

③・④・⑤から、当文書が公文書であり、特に⑤からは当文書正文の差出人が秀吉であることがわかるのに対し、⑥からは受取人が誰かを知ることができない。それ故本論第一章では、当文書が誰に対して出されたものかを問題と

したい。次に第二章では、対象との関係を問題としたい。その為には特に①や③を考えなければなるまい。第三章では②の十一カ条からなる中書を四法令群に分解し、第四章では各群毎に文書の機能を考察し、あわせて当文書の成立過程を考察する。

本稿は、昭和五十五年度の史学会大会での口頭発表以来、逡巡・反芻し思わず長時間に亘ってしまった考察に最後のケリを付けるべく記したものである。本考察の出発点は第三章三に述べる如く、文書中央に位する第六条首部の字句への拘泥にあり、その解明の試みがいつしか本論をこの様に脹らませてしまった。

序論一に不必要なまで紙幅を割いているのは、現在進行中の三鬼清一郎氏との論争を念頭に置いているからである。また序論二で渡辺氏の四学説、E説とG説との同一視等を記した際に思い出したことは、昭和三十七年に尾藤正英先生が東京大学文学部に赴任され、偶か小生も講筵の末席を穢すことのできた学部最初の講義がキリシタン史であったということである。この拙い小論を先生に捧げることで、聊かなりとも御恩返しができれば誠に幸である。

序論

一 テキスト

B文書が江戸時代以来いわば周知の文書であったのに比べ、このA文書は、昭和八年頃桑田忠親氏によって伊勢の

神宮文書の中で発見され、同十四年渡辺世祐氏によって歴史学界に紹介されるという華々しいデビューの歴史を持っている。⁽⁸⁾

桑田氏の発見されたものは、神宮文庫所蔵『御朱印師職古格』(以下『古格』と略す)所載のA文書の「写し」であり、昭和五十五年春、三鬼清一郎氏も同じ神宮文庫の中で『古文書之写』(上下二冊)(以下『写』と略す)の中に当A文書の「写し」を発見し、翌年紹介された。⁽⁹⁾ 現在までのところ当文書の「正文」は未だ発見されていない。

昭和五十七年、平井誠二氏は現在知られている『古格』五部と『写』一部に関する文献学的考察を試みられた。⁽¹⁰⁾ 立論の都合上『古格』の諸写本を次の如く表記する。

イ本……神宮文庫所蔵、「久志本」「林崎文庫」の蔵書印あり。

ロ本……神宮文庫所蔵、文化元年書写本。

ハ本……国立公文書館内閣文庫所蔵、文政十一年書写本。

ニ本……東京大学史料編纂所所蔵、大正八年書写本。

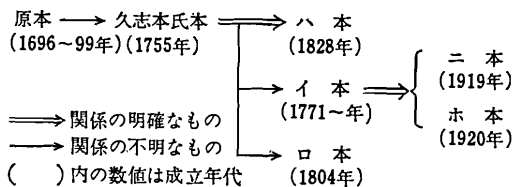
ホ本……東京大学史料編纂所所蔵、大正九年書写本。

ニ本・ホ本は共にイ本の謄写本であり、同一系統に属しているので、A文書の「写し」を収録している写本は『古格』のイ本・ロ本・ハ本と『写』の四種類となる。平井氏の明らかにされた『古格』の系統図を示すと△図1Vの如くなる。⁽¹²⁾ 氏は神宮文庫の調査を進めれば「今後新たな史料が発見される可能性がある」として多くを保留され、「史料としての良否について確定するまでには至らなかった」としておられるが、イ本・ロ本・ハ本と『写』の四者のうちで、三鬼氏により良質な史料として紹介された『写』は△『古格』から必要な文書を抜き出し、それに他の文書を

<表1>

	甲本	乙本	丙本
底本	20	11	43
甲本	/	15	50
乙本	/	/	40

<図1>



加えて作成されたものVであることを明らかにされたので、『写』の史的価値は他のものより低く、又、内閣文庫所蔵のハ本は、第一次写本の「久志本氏本」との関係が明確であることから、最も良質な史料と思われる。

四四

更に平井氏は、A文書に關し四種類の写本相互間の文字の異同を五十九項目に互り数え挙げておられる。平井氏の命名に従いイ本所収のA文書を底本、ロ本・ハ本所収のものを甲本・乙本、『写』所収のものを丙本とし、相互に異なる項目の数を示すと△表1Vの如くなる。次に、相異なる項目の数を距離に置き換えると四者の関係は△図2Vの如くなる。尤も、四者の関係を同一平面上に正確に図示することは不可能で、多少立体的な関係になるはずであるが、(一)四者の中では乙本が中心部に、他の三者が周縁部に位置すること、(二)中でも丙本が他の三者から最も遠い所にあること、(三)乙本と底本との差が一番少ないこと、が確認される。ここからも、乙本が一番原本に近く、丙本を良質な史料とするのはむりであると思われる。項目の数え方により、多少の変化はあっても、乙本や丙本の占める位置に大きな変化は起こりえないし、又、この結果が先に系統図で考えた結果とも一致している点は大層興味深い。

以上から、平井氏の業績に従う限り、氏の保留にも拘らず、内閣文庫本が現存する諸写本の中で最も良質なものとすることができよう。⁽¹⁵⁾ なお、底本と乙本との間の著しい相異点は、第三条の「当座之儀」が「当時之儀」、第六条の「無其隠候事」が「無其隠之事」とあることとの二点である。しかもこの二点は、甲本・丙本共に底本と同じであり乙本の誤りと思われる。

るが、ここでは以上の結果を尊重して、内閣文庫本所載文書をテキストとする。

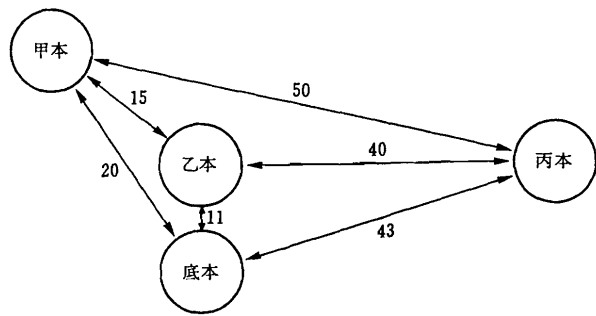
各条を特定するため「一」の上に(1)〜(4)の番号を付した。今後は立論の都合上、第一条を(1)の如く表記する。⁽¹⁶⁾

覚

- (1) 一伴天連門徒之儀者 其者之心次第たるへき事
- (2) 一 国郡在所を御扶持ニ被遣候を 其知行中之寺請百性^(性)以下を 心さしも無之 処 押付而給人伴天連門徒ニ可成由申 理不尽ニ成候段 曲事候事
- (3) 一 其国郡知行之儀 給人ニ被下候事ハ 当時之儀^(座カ)ニ候 給人は替り候といへとも 百性^(性)ハ不替者ニ候条 理不尽之儀 何かに付て於有之者 給人を曲事被仰出候間 可成其意候事
- (4) 一 貳百町二三千貫より上之者 伴天連ニ成候おゐてハ 奉得 公儀御意次第ニなり可申事
- (5) 一 右之知行より下を取候者ハ 八宗九宗之義候間 其主一人宛ハ心次第可成候事
- (6) 一 伴天連門徒之儀ハ 一向宗よりも外ニ申合候条 被聞召候 一向宗其国郡ニ寺内を立 給人へ年貢を不成 并加賀国一國門徒ニ成候而 国主之富樫を追出 一向宗之坊主もとへ令知行 其上越前迄取候而 天下之さわりニ成候義 無其隠^(候カ)之事

「キリシタン禁令」の研究(安野)

<図 2>



- (7) 一本願寺門徒 其坊主天満に寺を立させ 雖免置候 寺内ニ如前々ニハ 不被仰付候事
- (8) 一国郡又は在所を持候大名 其家中之者共 伴天連門徒ニ押付成候事ハ 本願寺門徒之寺内を立しよりも太不可然義候間 天下之さわりニ可成候条 其分別無之者ハ 可被加御成敗候事
- (9) 一伴天連門徒心さし次第第二下々成候義ハ 八宗九宗之義候間 不苦事
- (10) 一大唐 南蛮 高麗江日本仁を売遣候事曲事 付 日本ニおゐて人之売買停止之事
- (11) 一牛馬ヲ売買 ころし食事 是又可為曲事事
- 右之条々 堅被停止畢 若違犯之族有之者 忽可被処敵科者也

天正十五年六月十八日

御朱印

二 研究 史

(a) A文書の発見と渡辺氏の四学説

A文書の発見が当時の学界に与えた衝撃の最大の中心は、一日違いの日付をもつB文書との相互関係をどのように理解するかであった。A・B両文書が共に秀吉のキリシタン政策の表現であることから、両文書の歴史的位置付け、或いは両文書の対象をそれぞれどのように理解するかが学問の新課題となったのである。

この難題に最初に取り組まれたのが先に紹介した渡辺氏⁽¹⁷⁾である。氏は「仮に次の二つの考察がなし得られると思ふからそれを試みて見やう」として二通りの考え方(E説・F説)を簡条書にして示した後、「この二つの考察の何

れであるかは知ることは出来ぬ」として更に別個の解釈（G説）を地の文において行なった。更に氏は二年後の昭和十六年に先に発表した考察に対し「検討が十分でなかつたと考へるので、それを更に厳密に説明し、且つ修補して置きたい」として更に新しい解釈（H説）を発表された。⁽¹⁸⁾このH説はその後永く学界において通説としての地位を保つこととなった。渡辺氏の四説を私なりに整理して述べると次のようになる。

E説 秀吉の意志が短期間に寛容から嚴重に変化したため連続して出され、キリスト教の信仰に制限を加えることを目的にA文書が、更に一日後、当該信仰を嚴重に取り締るためにB文書がそれぞれ発布された。

F説 両文書の公布対象が異なり、A文書は上方、B文書は九州地方に出された、A文書が「写し」としてであれ神宮文庫に、又B文書が松浦家に現存しているのはこの間の事情を物語っている。

G説 A文書は基本法、B文書は追加法であり、秀吉は九州に赴き、イエズス会や教会領長崎の実情を知るに及び、A文書ではイエズス会やキリシタン教会の本願寺的性格を批判し、B文書においてはこれを嚴重に禁止した。

H説 A文書は国内の一般民衆宛に、B文書はイエズス会士等外国人宛に出された。

ところで、渡辺氏はH説発表に際して、先に発表した考察をE説とF説ではなく、G説とF説の二つに纏められた。このことは氏がG説とG説とを同一視していたことを示している。事実G説に立てばG説とE説との間に区別を設けることは困難であり、しかも当G説は「伴天連追放令」発布の原因は教会領長崎にあり、△秀吉は教会領長崎の実情を知るに及びB文書を発布した▽という江戸時代以来の定説的な歴史の見方に基づいているのである。

G 説の前提をなす歴史観は現在でも依然として「定説」であり、この問題を論ずる凡ての論者がこの見方をし、場合によっては「伴天連追放令」発布直後イエズス会の支配していた長崎・浦上・茂木の地は公領となった¹⁹とさえ述べられている。しかしながら、この問題の実証を試みた研究は意外に少なく、僅かに清水紘一氏の業績を数えるのみである。しかも管見によれば、氏の説は多くの史料の無視と否定の上に築かれた砂上の楼閣で、成立不可能であると思われる。この問題は別稿において論ずる予定であるが、その論拠を多少述べると次の如くなる。

(一) 記録(1)には、キリシタン大名の有馬氏が秀吉の人質要求を拒絶したばかりか「伴天連追放令」発布後も領内に多数の宣教師を匿まい、領民に対しても強制改宗を進める等、秀吉の意に逆らう行為を続けたとある。

(二) 記録(2)には、天正十五年の秀吉の九州征服後、天正十九年十一月二十五日に本渡城が小西行長により落される迄、天草のキリシタン大名天草種元は秀吉に反旗を翻し、従わなかったとある。⁽²¹⁾

(三) 高瀬弘一郎氏の「キリシタン宣教師の軍事計画」によると、「伴天連追放令」発布の前後、イエズス会は軍事計画を持ち、武器を密かに長崎に蓄えていたとある。

(一)・(二)を考え合わせると「伴天連追放令」発布直後、武器を密かに蓄えていた教会領長崎が秀吉の支配下にあったとするのは不自然であり、むしろ翌天正十六年四月鍋島氏が長崎の代官になった時点で始めて秀吉の支配の及ぶ公領となったと考えるべきではあるまいか。

実証的裏付けが曖昧なものにも拘らず、このような見方が定説化しえたのは、歴史の古さに一つの原因を見出すこと

ができる。実質的には長崎奉行所編纂の公的歴史書と見做しうる田辺茂啓著『長崎実録大成』⁽²³⁾第一巻では、B文書が「秀吉公被禁邪宗門、長崎御料所ニ被仰付事」という項目の中に収められている。当該編集が定説と深い関係にあることは言うまでもない。なお田辺氏は「御禁制ノ天主耶穌教ノ文」が「唐船持渡書籍ノ内」にあるか否かを改める「書物改役」の仕事を行なう「長崎聖堂」の「書記役」であり、⁽²⁴⁾キリシタンに対する排外主義的な見方は同著作作成の大前提であった。

これより先、恐らく元禄十年頃にできたと思われる『長崎根元記』⁽²⁵⁾において、B文書は「秀吉公長崎公料に被召上御条目御朱印並耶穌宗門徘徊御停止御書遣之事」という項目の中に、しかも文書の年号を無視して「御条目」「御朱印」の後に収められており、定説的な見方で文書の編纂が行なわれたことは明白である。

以上から、渡辺氏がA文書発見によって江戸時代以来の伝統的歴史観を修正するのではなくして、むしろその中にA文書を如何にうまく嵌め込むかという方向で諸説を考えていたことを窺うことができよう。渡辺氏がE説とG説とを同一視し、E説それ自身に余り重きを置かなかったことは、当時の歴史学界にとって、江戸時代以来の排外主義的な歴史観からの訣別がいかに困難であったかを象徴的に示していると思われる。

(c) F説・H説批判

F説とH説は共に秀吉の統一した意志がA・B両文書を生み出したという前提の上で、両文書間に役割分担の違いを求めるといふ発想に立っており、秀吉の意志が変化しないとした点、両文書間に相互補完的な関係を予想した点等がE説と際立った対照をなしている。秀吉の意志が変化したとするか(変化説)、変化しなかったとするか(不変説)

に絞って四説を再整理すると、E説とF・H説とが相対立し、G説は両者の中間に位することになる。

B文書第三条には、秀吉の意志の変化を示す文言があり、六月十九日早朝の秀吉のキリスト教・伴天連非難の演説はA文書からB文書への秀吉の心理的变化の節目に当たっている。この二点から秀吉の突然の変心は疑う余地がないと思われる。更に又、A・B両文書が秀吉の一貫した意志の下に作成され、相互補完をなすなら、日付も伝来も同一であるべきではなからうか。以上から、不変説という点で両説の成立し得ないことは明らかであ

〈表2〉

年 号	法 令 名	書 出
天正十一年	天下之法度 農政三カ条	定 条々
天正十五年	キリシタン禁令 伴天連追放令	寛 定
天正十六年	刀狩令 海賊禁止令	条々 定
天正十九年	身分法令	定
天正二十年	人掃令	?

らう。

次にそれぞれの学説についてその後の展開との関係で述べておきたい。A文書の「写し」が二度に互り神宮文庫から発見されたこと、『古格』の第一次写本が伊勢神宮の御師久志本氏の下に伝来していたこと、同書原本の作者も久志本氏である可能性が強いことなど、A文書と伊勢神宮との特別な結合が想定されるが、昭和五十四年この問題に照明を当てられたのが岩沢應彦氏である。(28)氏はその立論の基礎をF説に置いておられる。F説及び新F説としての岩沢説に対する私の疑問をここで述べると、文書の伝来と文書の対象とが一致するのはA文書の本質的効力に基づく伝来Vの場合であり、A文書の場合、本稿第五章において述べる如く文書の伝来は偶然的な要因によっており、文書の対象とは無関係なのではあるまいかということである。

森山恒雄氏は『日本古文書学講座6 近世1』(29)において、秀吉文書のうち宛名が無く下達対象が日本全土の人民で

あるものを「国家法」と称すべきだとして当A文書もその中に数えておられる。この森山説が通説のH説に基づいていることは明白である。ところで、氏の挙げておられる「国家法」において、書出の例文はA表2Vの如く「定」「条々」であり、「覚」は例外的である。「定」は法定作者の意志の表現であり、「条々」は中書が「一つ書式」であることから来ている。これに対し「覚」とは、当事者間で取り交わされた非公開性の文書につけられたものではなからうか。相田二郎氏はこのようなものを「条書・覚書」と概念化しておられる。

(d) 偽文書説の成立と解体

渡辺氏以後の研究として海老沢有道氏⁽³¹⁾や松田毅一氏の業績を挙げなければならないが、これらは総じてA・B両文書の内的関連を前提とした上で両者を比較するという渡辺氏の発想の枠内にあり、A文書それ自身に対する個別研究という発想が最初から欠落していることを指摘しておきたい。

昭和四十九年、三鬼清一郎氏がA文書は偽文書であるVとの新説⁽³³⁾を主張されるに及び、当A文書に対する学界の関心・議論は再び高まりを示すに至った。まず煎本増夫氏は、三鬼氏が論拠の一つとした「式百町二三千貫」という表現が当時の用例にあることを明らかにし、更にH説に対する批判をも試み、A当法令は「大身武士層のキリシタン化を防止するためのもの」で「国内の民衆一般に発布されたとする通説は再検討されるべきであろう」Vと主張されたが、三鬼説・渡辺説を共に覆すには至らなかった⁽³⁵⁾。

昭和五十四年、岩沢愿彦氏は当文書が伊勢神宮に伝来するに至る経緯を明らかにされ⁽³⁶⁾、これに依って三鬼氏は前説を撤回された⁽³⁷⁾。岩沢説の基礎にはF説があるが、現在学界は当文書の対象を「上方中心」より更に狭く伊勢神宮に限

定する方向にある。⁽³⁸⁾

以上の如く、昭和五十年前後から、A文書それ自身を対象とする研究が現われたとは言え、B文書との関連を前提とした上での両者の比較という渡辺氏以来の発想が未だ克服されずに存続しているのが学界の実状である。

第一章 文書の対象

一 「簡条書の宣告文」

記録(イ)・(ロ)・(ハ)から当A文書はキリシタン大名高山右近に対する弾圧と関係があると思われ、記録(ニ)にも「彼右近亮御分国被成御払候」とあり、右近への弾圧の事実、A文書と当該弾圧とが時間的に近接していることの二つは疑い得ないと思われる。

記録(イ)・(ロ)は共にB文書の全文を引用しているが、A文書についての記載を見出すことは困難である。これが三鬼氏の偽文書説の論拠の一つとなっているのだが、両記録にそれぞれ一度、六月十八日の夜四カ条又は三カ条からなる秀吉の詰問を受けた後、コエリヨに示されたものとして、高山右近宛の「簡条書の宣告文」√との記載がある。これがA文書であるとすれば、A文書とこれら四記録とを統一的に把握する道が開かれてくる。

ところでフロイスは、この右近宛「簡条書の宣告文」が六月十八日夜使者より、口頭で教カ条からなる秀吉の詰問

<表 3>

	記録 (イ)	記録 (ロ)	A文書
詰問事項	強制改宗の件 寺社破壊の件	布教の件	(1)
	食肉の件		(11)
	人身売買の件	人身売買の件	(10)

を受けたコエリヨに対して△詰問の最後に示された▽と記している。ここから当「宣告文」＝A文書とすれば、A文書の対象は△右近のみならずコエリヨも▽と考えられる。既に先学により指摘された如く、このコエリヨ宛詰問事項の一部とA文書の(10・(11)の内容は一致しており、更に詰問事項の最初の部分△神社仏閣破壊の禁止と仏教諸派との融和要請▽は、後述する如く(1)と密接な関係にある。表示すれば△表3▽の如くなる。以上から当A文書は秀吉の使者による口頭での詰問内容と密接な関係があり、詰問後当文書が△コエリヨ宛の詰問状＝「宣告文」▽として直接コエリヨに示されたことは明白である。

当A文書中(1)・(10)・(11)がコエリヨ宛の条文であることから、(2)～(9)が△右近宛の「宣告文」▽とすることができ、か否かが次の問題となる。当文書の様式論上の六つの特徴のうち、②△中書が「一つ書式」であること▽と③△書留に処罰文言があること▽から、当文書は「簡条書の宣告文」と言うことができる。しかし右近宛という問題と⑥△宛名が記されていないこと▽との関係をどのように考えるかという難問が残る。

ところでこの①～⑥の凡ての要素を網羅した文書として天正八年の信長の「佐久間信盛・定栄父子宛折檻状」を挙げることができる。「宣告文」＝折檻状とすれば、フロイスが当A文書を△高山右近・コエリヨ宛折檻状▽と見做していたことは正しいとも思われる。しかしながら、A文書と「佐久間父子宛折檻状」の文体は異なり、A文書ではキリシタン関係の事柄が一般的・抽象的に述べられているのに対し、後者では信長が佐久間父子に直接語りかけるような調子で記されており、信長の肉声を感じられる。それ故A文書の文体か

らは、当文書の対象はむしろ通説の△国内の民衆一般▽とか、煎本説の△大身武士層▽とするのが最も自然であろう。A文書の対象を煎本説の如く大身武士層とすると、右近追放は△大身武士層のキリシタン化防止▽のための「見せしめ」であり、大身武士層一般を対象とした法令が右近個人に見懲しのため適用されたと解釈することができる。一方記録(イ)には六月十九日早朝の秀吉演説に關し△「彼がともに連れて来た家臣の中でキリシタンだと知っていた人々、それにすでに己の家臣と見なしていた豊後の領主ドン・コンスタンティーノなど大勢の者を呼び集めたりえで」秀吉は直接右近に向つて棄教を迫つた▽とあり、△右近への迫害は秀吉家臣団内部の多くのキリシタン大名達に対する「見せしめ」である▽としている。ここから、記録(イ)を媒介として煎本説とフロイスの記録とは架橋できよう。

一方△コエリヨ宛詰問状▽に關して言えば、ここで言うコエリヨとは、私人としての彼個人でなく、副管区長、日本イエズス会の総責任者としての彼であることは明白である。これと同様右近に対しても、次節で明らかにする如く右近を頂点とするキリシタン大名達の集団△キリシタン党▽を前提としこれに対して当文書があるのだから、煎本説とフロイスの記録との距離は殆ど認められない程接近していることになる。

以上から、当A文書の対象は△高山右近を中心とするキリシタン党▽と△コエリヨを代表者とするイエズス会▽の両者とすることができる。このことは同時に、当文書が△国内の民衆一般▽を対象とする「国家法」であるとの通説のH説や森山説の成立しえないことの証明ともなる。

キリスト教の世界においては、新たな信者を教界に迎え入れるに際し、改宗者に八洗礼 \checkmark という一種の通過儀礼を課しているのであるが、特にカトリックは洗礼に際し「神父」「受洗者」のみならず、受洗者が立派な信者になるべく宗教的指導の責任を負う霊の後見人たる「代父・靈父 (Parrinus, God father)」の立会いを必須の条件としていた。つまり「神父」「靈父」「受洗者」の三者を俟って始めて洗礼が行なわれたのである。

靈父 \parallel 名付け親 (God father) と受洗者 \parallel 名付け子 (God son) との間に、実の親子以上の深い情愛の繋がりのあることは現代のイタリヤ世界において多くの人々が指摘し、又、名付け子を介して実父と靈父との間に相互扶助的關係 (compadrago) が存在することもメキシコ・フィリピン等現在のカトリック世界に広く見られるところである。更に九州西海の隠れキリシタンの世界において、名付け親—名付け子の關係が「ダキオヤ」—「ダキゴ」として現在確認されていること⁽⁴²⁾から、ザビエル以来の日本布教においてもこの靈父制度は重視されていたと考えられる。

それ故キリシタン大名の領内、例えば高山右近の所領高槻・明石、或いは有馬・大村・大友等々の領国において見られた強制改宗とその結果としての家臣団や領民全員のキリシタン化は、キリシタン大名がこの靈父制度により主人権や領主権の補強を目的としたものと思われる。特に強制改宗の結果で上がるキリシタン大名領国の世界は、一向宗における「同朋集団・講組織」の如く、大名とその家臣団のみならず村落の小領主や百姓をも含む土着の一揆結合的な世界である可能性は大きいと思われる。

しかしながら、それ以上に問題なのは、キリシタン大名相互間の關係である。フロイスは天正十二年・十三年大坂における多数の大名達の改宗を記しているが、注目すべきはこれらの人々が皆右近の勧めにより改宗したという事実である。記録⁽⁴⁾においてフロイスが右近を大村純忠・大友宗麟と共に八日本教会の三柱石 \checkmark と呼んでいるのは、この

しては、(一)天正十二年・十三年は、畿内近国における大寺院勢力の武力討伐という信長のやり残した課題の処理におわれ、キリシタンの保護という信長政権の政策を踏襲する必要があったこと、(二)秀吉が右近を重視し近臣として常に身辺に置いていたこと、恐らくこの背景には、山崎の合戦において右近が頼りになる同盟軍として登場した⁽⁴⁸⁾こと等を挙げる事ができよう。

しかしながらフロイスによると、「党」をめぐる右近の敵対者として早くも天正十二年の段階で秀吉の側近で侍医の施薬院徳運が登場していたことになる。彼は△右近とその仲間が関白に対する謀反を企てようとしている⁽⁴⁹⁾として非難している。

第二章 対象との関係

一 統合の論理と排除の論理

当A文書(8)には「其分別無之者ハ 可被加御成敗候事」とあり、書留にも「右之条々堅被停止畢 若違犯之族有之者忽可被処厳科者也」という処罰文言がある。ここから対象との間には△禁止と処罰▽という「排除の論理」が働いていることが確かめられる。

一方当文書を瞥見してまず目につくことは、(1)と同一内容の条文が(5)・(9)と繰返し三度に互り登場していることで

ある(5)・(9)は(1)の言換えであり、当三カ条を α 群とする。(1)の意味は \wedge キリシタン信仰においては信者自身の自由意志を尊重する \vee とのことであろう。勿論これはキリスト教徒に対し信教の自由を一般的に保証したものでなく、むしろ(2)以下の各条文が示す如く、キリシタン大名やイエズス会士の行為に対する制限・禁止との関連において限定的に自由を保証したものである。つまり(1)をより正確に述べると、(5)・(9)の如く \wedge 「小身武士層」や「下々」のものがキリシタン信仰を行なうことは自由である \vee という限定的な自由保証となる。

しかしながらいかに限定的とは言え、当A文書が「排除の論理」に貫かれているならば、禁止する必要のないものは放置すればよく、自由の保証を明記する必要はないと思われる。無駄な条文が三度も登場していることは、当文書が「排除の論理」に基づくものではないことを意味しているのではあるまいか。更に(4)からは、「党」のメンバーを「天下」に包摂しようとする「統合の論理」が窺えるのである。限定的とは言え信仰の自由を記していることも又、この「統合の論理」を示している。

このことは書出に「覚」とあることとも関係してくる。前述した如く、当文書は様式論上は \wedge 立場のわかり合っている者同士の間で取り交された非公開の外交・取引・交渉等に用いられた「条書・覚書」 \vee と考えられる。このことは「排除の論理」を含みつつもなお「統合の論理」が全体を覆っていることを意味している。このように考えると(1)・(5)・(9)と統合を示す法令が繰返し登場していることは象徴的でさえある。

以上から当文書の課題は、 \wedge 「党」とイエズス会(以下これを「会」と略す)を秀吉の「天下」に統合すること \vee と
言うことができる。

二 「天下」の構想

「党」や「会」を秀吉の「天下」に統合するに際し、秀吉自身その「天下」をどう構想していたのか、「党」や「会」との交渉の前提となり「統合の論理」を支えた「天下」とは何かをここで明らかにしておきたい。そのためまず α 群の分析を試みたい。

α 群に共通しているものは、(1)の中心的思想を表現した「心次第」という文言である。(1)の意味は \wedge キリシタン信仰においては信者の自由意志を尊重する \vee であるが、むしろ秀吉政権としては、個人レベルの信仰問題には無関心で「其者之心次第」に任せるとの意向と思われる。⁽⁵⁹⁾しかしながらこの言明は逆に「伴天連門徒」の集团的・社会的あり方、就中キリシタン大名が「知行中之寺請百姓以下」や「家中之者共」に対し強制改宗を迫り、靈父制度により領主権や主人権の強化を企てる事に対しては、並々ならぬ関心を寄せていることを言外に匂わせており、事実以下の各条文においてはこうした問題が次々と展開されて行く。

B文書において「日本は神国」、キリスト教は「邪法」とあることと比較すると、当A文書においてはキリシタン大名の行なう強制改宗は禁止されているものの、伝統的聖域である神社仏閣のみを擁護する立場から伴天連に追放を命じたり、キリスト教を邪教と断じていないという特徴を指摘することができる。伴天連を聖域侵犯者と見做していないことから、この時点で秀吉権力は伴天連門徒・神社仏閣の何れにも与せず、宗教勢力一般から超越していると言える。つまり秀吉は両勢力を共に保護下におき、統制しようと考えていたのである。このことは(5)・(9)に見られる

「八宗九宗之義」という言葉とも密接な関わりがあると思われる。

ここで言う「八宗九宗」とは顯教の南都六宗に密教の天台・真言の二宗を加えた「八宗」に更に禪宗を加えた日本中世仏教の総称に止まらず、黒田俊雄氏の言われる「顯密体制」つまり日本中世における「正統」的宗教思想たる八顯教と密教との本質的同一性、諸宗相互間の融合調和の主張を意味していたと思われる。例えばB文書において「日本は神国」とありながら秀吉自身は「日城之仏法」の守護者であり、伴天連門徒の「神社仏閣を打破」ることは「前代未聞」とある所から、秀吉が神仏習合の考えを前提としていることは明らかであるが、密教を媒介として神道と仏教との本質的同一性を主張するこの考え方が仏教内部の各宗派間に対しても見られたのである。

特に秀吉政権としては、信長により焼打ちされた比叡山の再建や本願寺の大坂遷住の如く仏教諸派を自己の保護下に置くばかりか、「大仏建立」を通じてそれらの統合をも試みていたのであるから、「八宗九宗之義」とは現に存在する凡ての宗教を秀吉権力（天下）の下に包摂し、相互に諸宗の本質的同一性を認識させ、且つ互いに調和・平和共存させることを内容としていたと思われる。それ故キリスト教に対しても、伝統的な仏教諸派との本質的同一性を認め、彼等と和解・平和共存し、更にキリスト教自身仏教の一派として振舞うこと、或いは大仏建立事業への参加要請等を含むものとして「八宗九宗之義」という言葉が当文書では用いられたと考えてよいであろう。

以上から八伴天連門徒と神社仏閣の両勢力を共に秀吉政権の保護下に置き、両者に平和を命ずることがこの時点での「天下」の内実であり、右近を頂点とする「党」やコエリヨに率いられた「会」に対しこのような形で統合を試みたとすることができる。実際の歴史は後述する如く、右近は棄教を肯んぜず殉教者としての道を歩み、「党」の「天下」への統合は破綻し、コエリヨも又布教地日本の宗教・文化と非妥協的に対立する強硬な布教路線に変更を加

えることを潔しとせず、その結果が翌日の「伴天連追放令」の発布となるのである。

しかしながら以上で「党」の解体、キリシタン大名の体制内化が全く失敗したわけではなく、これを機に大友義統・小早川秀包⁽⁵⁶⁾・小西行長等のキリシタン大名の大量転向が生み出された。中でも小西行長は秀吉政権への統合を身をもって体現した人物として、殉教者高山右近とは対照的である。彼は一方では施薬院の配下となりながら、他方「下」のキリシタン大名大村・有馬・五島氏等に対する軍事指揮権者として「寄親」的な立場にあり、「下」のキリシタン大名達が反体制に傾くのを防止し、体制内に繋ぎ留めるのに功績があったばかりか、キリシタン大名天草氏の反乱鎮圧の当事者でもあった。⁽⁵⁸⁾一方黒田孝高は九州の役後秀吉と折合が悪くなり、自ら隠居し家督を息子に譲るが、これは孝高がどちらかと言えば右近に近い道を選んだことを示している。

コエリヨの布教路線が布教地の宗教・文化との非妥協的対立、その結果として時の権力との対決、更には軍事計画へと発展して行ったのに対し、現地の宗教・文化、更には権力との妥協路線を説くものに「京」布教区長オルガンチーノや巡察師ヴァリニアーノ等を挙げるができるが、コエリヨの対極としてはむしろ中国布教のマテオ・リッチを挙げるべきであろう。彼は現地の宗教・文化の尊重とキリスト教の布教の両立を試み、中国布教を開拓したが、これが後の典礼問題の源になったのである。

第三章 文書の分析

一 四法令群への分解

当A文書が「党」宛文書であると同時にコエリヨ宛詰問状でもあることから、当文書を二つに分解することができずであるが、更に幾つかの点を考慮に入れて、 \wedge 図4 \vee の如き四法令群に分解することができよう(α 群については既に第二章二で述べた)。

(10)・(11)はイエズス会士達を対象とした法令群であり、秀吉政権から見れば彼等が現に行なっていると思われる人身売買・食肉を禁止したものであり、これを δ 群と名付ける。

(2) \sim (9)を β 群・ γ 群と二分し、両者に対立関係を認めることができるか否か、 α ・ β ・ γ の三群が共に「党」を対象としたものと言えるか否かを次に考えてみたい。

二 β 群の分析

(2)・(3)は「給人」の「百姓以下」に対する領主権を制限することを主眼としており、(2)の主旨は「給人」が「百姓

以下に對し信仰面に迄立入った支配を行なうことに制限を加え、「百姓以下」の信仰の自由を保護することにある。(3)の法令としての眼目は「給人」の「国郡」に對する知行は「当座之儀」で、△給人は替るもの▽にあり、「理不尽之儀 何かに付て於有之者 給人を曲事被仰出候間 可成其意候事」とある如く、給人は吏務・官僚として国郡を知行すべしとしてゐるのである。

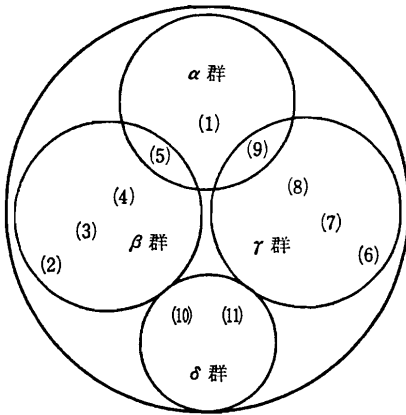
(2)・(3)で述べてゐることは△給人から在地領主としての性格を奪ふこと▽であり、「九州御国分」⁽⁶⁰⁾という大規模転封と相前後して当該文書が作成されたことを考慮に入れると、キリシタン大名の領国経営が兵農分離に敵対することを指摘しつつ、給人凡てに對し兵農分離の原則を強制するという性格がこの二カ条から浮び上がつてこよう。海老沢有道氏は、この二カ条に注目して△集権的封建制の宣言▽こそが当該文書全体の目的であり、キリシタン問題は單

なるきつかけにすぎないとさえ述べておられる⁽⁶¹⁾。

(4)は大身武士層のキリシタン化には秀吉の許可が必要とあり、「党」の無害化、「天下」への包摂を目指したものと言ふことができる。以上(2)・(3)・(4)からは煎本説の如く△大身武士層のキリシタン化を防止しようとしたもの▽との共通性を導き出すことができる。一方(5)は小身武士層を対象としており(4)と相互補完的な関係にある。

以上から(2)・(5)を一つの法令群(β群)とすることが可能となる。β群は「党」よりはむしろ「給人」一般を対象とした法令群であり、煎本説に一番適合的である。β群から言えることは△「党」の問題をてこに、

〈図4〉



全家臣団を新たな基準の下に統制しようとの秀吉の試み \vee である。しかしながらこのことは勿論、 β 群が「党」を対象とした法令であると思倣すことを否定するものではない。

三 (6)の首部の分析

(6)・(7)・(8)・(9)であるが、(6)・(7)・(8)の三カ条は共に「寺内」の問題を述べており、織豊政権の目指す「天下」への敵対者として「寺内」を指摘するという特徴がある。しかしながら、(6)・(7)・(8)が一つの法令群(γ 群)となり得るのは(6)の首部にその秘密がある。

問題の中心は「伴天連門徒之儀」 \wedge 一向宗よりも外ニ申合候条 被聞召候」とある所で、これを「K儀 \wedge Lニ申合候条被聞召候M」とすると、 \wedge KはLであると申合す \vee とはどういうことか、「申合候」主体は誰か、⁽⁶²⁾「被聞召候」主体は、首部とMとの関係は等々が新たな課題となってくる。まず「被聞召候」であるが、この主体は敬語の使用から秀吉と考えられ、 \wedge 申合せていたことを秀吉が「了承した」 \vee ことだと思われる。Lの「一向宗よりも外」とは、秀吉の「天下」の構想との関係でいえば、 \wedge 「天下」の境界線上 \vee のことであり、統合と排除の接点となる。つまり「伴天連門徒之儀」 \wedge 一向宗よりも外ニ申合」ということは、キリシタン信仰を「天下」の境界線上の問題とすることであり、場合によっては「排除の論理」が適応されるということである。それ故、M・(7)・(8)就中(8)の「其分別無之者」 \wedge 可被加御成敗候事」と「KはLである」と申合せたことが内容上一致してくる。つまり申合せ事項の説明としてM・(7)・(8)が存在していることになる。ここから「K儀」を申合せた人々は施薬院を含む重臣達であり、彼等が

予め申合せていた事柄を、秀吉の了承後更に詳しく説明したものが γ 群なのである。

(6)の首部は文体上特異な位相にあり、一般法規的文体の海の上に浮んだ重臣達と秀吉との私信的な小島であり、しかもこの小島が γ 群全体を生み出しているのである。それ故 γ 群は秀吉の了承を踏まえ、新たに追加されたものと考えられよう。

四 γ 群の分析

(6)の本体部分は顕誓が『反古裏書』で寺内を「在々所々の新坊・坊主衆にいたるまで、寺内と号して人数をあつめ、地頭領主を軽蔑し、限りある所役をつとめざる風情、定て他家の謗難あるべきものをや」と述べていることと内容的に一致している。⁽⁶³⁾ そもそも織豊統一政権の側からすれば、かつて信長と熾烈に戦った「一向宗」「本願寺門徒」は「天下之ざわりニ成候義 無其隠候事」と言われる程の危険な存在であり、織豊政権は一向一揆と対決しこれを屈服させることにより漸く政権の座を得ることができたのである。⁽⁶⁴⁾ しかし(7)に「天満に寺を立させ免置く」とある如く、今や一向宗は体制内化し、秀吉政権に包摂された存在となり、天満の本願寺は城下町大坂の一構成要素になっている。⁽⁶⁵⁾

(8)ではキリシタン大名が「其家中之者共」を強制改宗させて作り上げたキリシタン領国のあり方を「本願寺門徒」が「寺内」を立てたよりも悪いとし、「伴天連門徒」は「天下之ざわり」になる可能性がある⁽⁶⁶⁾とあり、「其分別無之者ハ 可被加御成敗候事」とある如く、分別のないキリシタン大名を秀吉の天下から排除することを謳った部分は、当 γ 群全体の中心をなしている。

(8)の一揆結合的世界の指摘は、(2)・(3)のキリシタン大名の領国経営は兵農分離に敵対するとの指摘と共通するが、(8)では「伴天連門徒」を「天下之ざわり」とし分別のないキリシタン大名の追放を命じている点が(4)より遙かに厳しい内容をなしている。β群がキリシタン大名達の秀吉家臣団内部への包摂・統合を目指しているのに対し、γ群では分別のないキリシタン大名達の天下からの排除が目指されている。この点両群はキリシタン大名という同一物を共に対象としながら、法の精神において大きな差異を持っているのであり、β群とγ群との間には統合の論理と排除の論理という際立つた対比が見られるのである。

一方キリシタン大名を中核とする土着の一揆結合的世界と無縁なキリシタン信仰は、(9)にある如く「八宗九宗之義候間 不苦候」となる。この(8)と(9)の関係は(4)と(5)の関係と同様、相互補完であるが、それではなぜ(8)が「下々」という「国内の民衆一般」を対象とした法令によって補完されたかと言えば、その秘密は(8)自身の中に求められよう。すなわち八分別のないキリシタン大名を秀吉の「天下」から排除する√ことを謳った瞬間から、当法令は「天下」に係わる法令Ⅱ「国家法」へと飛躍したのである。それ故γ群は「給人」就中キリシタン大名を対象とした法令群でありながら、通説のH説に一番適合的な法令群と言うことができよう。と同時に、γ群の最後に(1)の繰返しとしての(9)があることから、γ群全体としては排除の論理を含みながらもなお統合の論理で覆われており、排除の論理が後から追加されたとは言え、依然として当文書は「条書・覚書」としての体裁は崩していないのである。

なお当文書が「条書・覚書」でありながら煎本説や渡辺氏H説の如く「給人一般」や「国内の民衆一般」を対象とした法令としての側面を同時に持っていることは、当時の秀吉政権が「見せしめ」という演劇的方法によって政策遂行を図るより他に手段がなかったことによっているのではあるまいか。

第四章 文書の機能と成立過程

記録(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)就中フロイスの手になる記録(イ)・(ロ)は、A文書成立前後の出来事を記した最も詳しい記録であり、これらに記された出来事とA文書の条文解釈とをどこまで重ね合すことができるかが問題である。記録(イ)・(ロ)に記されている事項を整理すると、次の五つになる。

- 〈1〉 六月十八日夕食後、御前会議で施薬院キリシタンを讒言。
- 〈2〉 高山右近、棄教を求められる。
- 〈3〉 右近「むしろ殉教を」と返答し、所領没収。
- 〈4〉 コエリヨ、詰問される。
- 〈5〉 六月十九日早朝、秀吉家臣団を前に演説。
次に〈1〉より順に検討を加えて行きたい。

一 文書の作成主体

(6) 首部の分析結果が示している如く、秀吉と重臣達の御前会議において予め「申合せ」をしていた重臣達が当A文

書作成の主体と考えられる。一方①について記録⑴・⑵には次のようにある。△六月十八日夜副管区長ユエリヨの贈った「糖果を食い、ポルトガルの葡萄酒を飲ん」だ「関白殿の晩餐」が終り、パードレのことを話題としている時、施薬院徳運はパードレやキリシタンを讒言し、「関白殿はパードレ及びデウスの教えに対して激怒し」、右近に対する棄教要求という形でキリシタン弾圧の幕は開いた▽と。

記録⑴・⑵・⑶という外国側史料には齊しく△「伴天連追放令」発布は秀吉の意志でなく侍医の施薬院の讒言による▽とあり、右近に対する弾圧に対しても、秀吉はむしろ彼を庇う立場にあったとしている。それ故当A文書は「晩餐の卓」に就いていた異教徒の重臣達、就中施薬院によって作成されたと考えることができる。

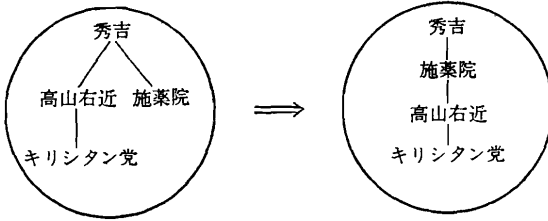
この時施薬院は、有馬領内の「貴族のキリシタンの少女数人」が「パードレより教えられた教義に従って天下の君に仕えること」を拒否したことにより「美女狩り」⁽⁶⁶⁾の失敗を問題としていたのである。有馬領内の伴天連門徒が秀吉の天下への包摂・体制内化を拒否していることを踏まえるなら、施薬院を始め異教徒の重臣達が「伴天連門徒之儀へ一向宗よりも外ニ申合」ことは当然のことであったと思われる。

A文書が「党」の代表者高山右近宛の「条書・覚書」であることから、天正十二年の段階で既に存在していた右近と施薬院の対立を根底に置き、施薬院の主導下に「党」の解体を目的としてA文書は作成されたのである。

一一 右近への棄教要求

②については、A文書が「党」宛「条書・覚書」であり、中でもβ群が△「党」の「天下」への包摂▽を目指した

〈図5〉



「キリシタン禁令」の研究（安野）

法令群であることを挙げなければならない。「党」の包摂には現に存在する「党」それ自身の解体、換骨奪胎が不可欠であり、そのため「党」の頂点に位する右近への攻撃が他のキリシタン大名達に対する「みせしめ」として必要であったと思われる。更に右近に対し強制改宗を伴う領国経営を理由にキリスト教の棄教を命ずることは、(2)・(4)の具体化とも考えられる。秀吉は右近に対し使者を通じて次の如き命令を伝えた。「キリシタン弘布のため大いに尽し、領内の神社仏閣を破壊し、臣下をその意志よりも寧ろ強制によりキリシタンとなした者は、天下の君によく仕へることができぬ。よってキリシタンを止めるか、然らずば直にその領地を去れ」。

ところでもし、右近が秀吉の要求を入れて棄教したとすれば、どういうことが起ったであらうか。本来右近宛の棄教要求は秀吉の側近、施薬院と右近との対立に根差しており、当文書（より正確には、群等の追加・補筆のないもの）が施薬院より右近に手交されるということが考えられる。こうした文書の授受は両者の政治制度上の上下関係に凝固して行き、位置を変化させたと思われる。

三 文書の二段階成立

(8)の△分別のないキリシタン大名の体制外への放逐▽が右近の所領没収・追放と対応していることは言うまでもない。それ故以上から②とβ群のみならず③とγ群の対応関係も

確認することができる。

ところでフロイスは△右近に対し「使者となった者ならびに多数の異教の友人達は、関白殿の命に従う風を装い、心中はキリシタンになっていよと勧めた」⁶⁹が、彼はこの擬装転向を潔しとしなかった△と述べている。使者や友人達が右近に面従腹背を勧めることができた理由は、秀吉に排除の論理の持ち合わせがなかったからである。しかしながら、右近は大方の予想を裏切り、棄教を肯んぜず△むしろ殉教を△と強硬に反発したのである。つまり(1)△(5)は「党」の「天下」への統合が目指されており、そのため右近には棄教が要求されたのだが、彼がこの要求に従わないため統合の論理は破綻し、新たに排除を目指す△群が必要となり追加・補筆されたのである。

一方「党」の「天下」への統合が破綻した時、分別のないキリシタン大名の放逐のみならず、「会」の「天下」への統合が可能か否かが新たに問題となったと思われる。ここに△群の加筆とコエリヨへの「詰問」が付け加わることになったのである。それ故、(1)△(5)で一応の完成を見ていた原文書に、事態の新发展に應じ(6)以降の△群・△群の追加・補筆があり、当該A文書の成立へと至ったのであるから、A文書は△表4△の如く、二段階に互る成立の過程を持っているのである。

<表4>

第一段階	(1)+β群
第二段階	{(1)+β群}+{γ群+δ群}

四 コエリヨとの交渉

(4)と△群とが対応していることは既に述べたが、⁷⁰秀吉政権とイエズス会との交渉過程をフロイスが△コエリヨへの

詰問▽と記録しているのは、フロイスがコエリヨと同じ考え方をしていたからに他ならない。

コエリヨとの交渉で示された秀吉の考えが、△神社仏閣破壊の禁止と仏教諸派との融和の要請▽であったにも拘らず、コエリヨはキリスト教と仏教との非和解的対立を強調し、交渉のテーブルに着くことを拒否し、秀吉の「天下の構想」を根底的に覆してしまった。こうした交渉の不成立、「党」と「会」の統合の失敗が、翌十九日早朝の秀吉演説、更にはB文書を生み出して行く。

五 翌朝の演説

A文書と事項①②④との対応関係をこれまで確認して来たが、ここでは⑤の六月十九日早朝の秀吉演説とA文書との関係を考えたい。秀吉演説〔記録④〕による。()内は訳者の補足語または訳註の一部は次の如く⑥・⑦と対応している(対応していると思われる句にa~dを付した)。

△演説▽

加賀の国においては、その領主(富樫氏)を追放し大坂の僧侶を國主とし、主君として迎えた。(顯加)は予の宮殿(大坂城)予の眼前〔天満・引用者註〕にいるが、予は彼に築城したり住居に防壁を設けることを許可してはいない。

△文書▽

- (6) ……并加賀国一國門徒ニ成候而 國主之富樫を追出
- 一向宗の坊主もとへ令知行 ……
- (7) ……其坊主天満に寺を立させ 雖免置候 寺内ニ如前
- 々ニハ 不被仰付候事

ところで記録(1)には「右近殿が追放されビセプロビンシャルのパードレ〔副管区長コエリヨ・引用者註〕が厳しい命令を伝えられた夜が過ぎて、翌日使徒サンチャゴの祝日に、関白殿は起きて前夜と同じく激怒して居り、多数の貴族の前でわが聖教ならびにパードレに対し罵詈雑言を放ち……」とある。ここから当演説が秀吉の「激怒」に任せてなされ、しかもその原因が当該A文書の破綻、統合の論理の破綻に求めうるのであるから、非公開性の「条書・覚書」である当文書が反古になることなく立派にその使命を果し得たならば、当然のことながら当該演説はなかつたと思われる。

以上から①②⑤の全事項とA文書との間には強い対応関係を認めることができたが、事項⑤は当該A文書のもつ本来の機能とは無関係であり、逆に②・③・④は当該文書の本来の機能に基づき出来事であると言ふことができよう。

第五章 文書の伝来と名称

——むすびにかえて——

「党」や「会」を「天下」に統合することができたなら、当文書は第一段階で右近、第二段階でコエリヨの下に留められたと思われるが、交渉不成立のため反古として秀吉政権内部、恐らくは施薬院の下に留められ、翌七月、岩沢氏の明らかにされた如く、伊勢神宮宛に下附されたのである。現在まで知られている当文書の歴史はここ迄であり、当文書の「写し」が伊勢の神宮文庫から発見されたことは序論で述べた通りである。

ところで、当文書が伊勢神宮に下附されるについて岩沢氏の明らかにされた所を私なりに解釈し直してみると、次のようになる。六月、当文書の「写し」が事件の顛末と共に施薬院の下から神宮に送られた際の下附ルートは、⁽¹⁾施薬院―上部貞永（豊臣氏蔵入地代官）―伊勢神宮である。一方七月に至り、当文書の「正文」が秀吉より下附される際、神宮側は稲葉兵庫頭・牧村兵部大輔を介して秀吉との接触に努めており、しかもこの牧村はかつての「党」の一員でもあった。つまり、「写し」と「正文」の下附に際し、秀吉と神宮とを結ぶパイプが異なり、その背後に施薬院と伊勢神宮との対立を想定してもよいのではないか。⁽²⁾このことは、当文書の実質的作成者施薬院と、当文書「正文」の伝来者伊勢神宮との間に、本質的結び付きはなく、伊勢神宮への伝来は何か偶然的な要因によっていることが考えられる。

「キリシタン禁令」と呼び習わして来た当該文書を、それでは一体何と呼ぶべきかという問題を最後に考えることでむすびにかえたい。これ迄度々述べて来た如く、私は当該文書をキリシタン党の中心・高山右近と日本イエズス会の代表コエリヨとに宛てられた「条書・覚書」[✓]と考えている。それにも拘らず当文書が伊勢神宮に下附されるに際し、当時の人々は当該文書を「伴天連御成敗之御朱印」と呼んでいたのだし、フロイスは「箇条書の宣告文」と記録している。

前者に関して、「伴天連」を「成敗」するとあることからむしろ翌日のB文書とも考えられるが、A文書をこの様に呼んだ理由として、次のことが考えられる。

- (一) 当文書は結果として翌日の「伴天連追放令」を齎したのでこう呼ばれた。
- (二) (4)では「党」のメンバーたるキリシタン大名を「伴天連」と述べており、ここでいう「伴天連」とは、イエズ

<表5>

施業院	勝者	命令	上	中心
高山右近	負者	服従	下	周縁

<表6>

施業院	色事の斡旋人悪魔の手先	邪	讒言者
高山右近	恐れを知らぬジュスト(公正)	正	殉教者

註

(1) 「キリシタン禁令」という呼び名は、既に発表された拙稿で仮にこう呼んだことになっている。研究史を振り返って見ると、「天正十五年六月十八日付「覚」の如き表現が煎本増夫氏以来、次第に多くなって行くように見受けられるが、「覚」というものが古文書様式論として確定しているとも思われない。

(2) 拙稿「伴天連追放令の研究」(弘前大学教養部『文化紀要』一四号、一九八〇年二月刊)参照。なお今後これを「拙稿1」と略す。

ス会士のみならずキリシタン大名をも含めた総称である。

後者に関しては、フロイスが現実の政治過程をどのようにとらえていたかという問題と密接な関係にある。例えば施業院から右近宛に文書の授受が実際に行なわれたとすると、両者の間には△表5▽の如き記号的な関係が成立したと思われる。それにも拘らず、フロイスの記録では、両者は逆転し△表6▽の如く登場している。

このような記号的な転換を前提とすると、勝者施業院と負者右近とを命令・服従、上・下の関係で再度結合する力を持つ当該文書を、フロイスが△正義の人に一方的に降り懸かる迫害▽の如くとらえ、「高山右近宛の箇条書の宣告文」と記録したことを納得することができよう。このことは、第四章四で述べた如く、秀吉政権とコエリヨとの交渉の過程を、フロイスが一方的な「詰問」と記録したことと同一現象なのである。

- (3) 『イェズス会日本年報』下(『新異国叢書』4、雄松堂刊、一九六九年)所収。以下これを『下』と略す。
- (4) 『日本史1 豊臣秀吉篇1』、中央公論社刊、一九七七年、三一六〜三三五頁。なお今後これを『日本史1』のように略す。
- (5) 『大航海時代叢書』Ⅺ、岩波書店刊、一九六五年、一九五〜二〇〇頁。
- (6) 東京大学史料編纂所蔵影写本(前田家蔵本写)。なおこの書翰全文の翻刻・紹介は渡辺世祐「我が史料より見たる戦国時代東西交渉史補遺」(『史学雑誌』五〇―七号、一九四一年)。
- (7) 形式面に限れば、記録(イ)・(ロ)は「書翰」、記録(ウ)・(エ)は「著述」となるが、内容的には何れも「記録・報告」なのでこのように名付けた。なお記録(イ)・(ロ)に対する史料批判には拙稿「伴天連追放令とイェズス会」(『日本歴史』四〇六号、一九八二年三月号)参照。今後はこれを「拙稿2」と略す。
- (8) 桑田忠親『豊臣秀吉研究』(角川書店刊、一九七五年十一月)三四七頁。
- (9) 「我が史料より見たる戦国時代東西交渉史」(史学会編『東西交渉史』上巻所収、富山房刊、一九三九年)。
- (10) 「豊臣秀吉の宣教師追放令について」(『名古屋キリシタン文化研究会会報』二二二号、一九八一年七月)。
- (11) 「天正十五年六月十八日付、キリシタン禁令について」(『中央史学』五号、一九八二年三月)。
- (12) 第一次写本たる「久志本氏本」(宝暦五年の写本)とイ本との関係は必ずしも明らかではないが、ロ本とハ本とが「單純な書写上のミスを除けば……全く同一である」ことから、ロ本は「宝暦五年の写本から書写されたと考えられる」とある。
- (13) ここから、ロ本を写した大世古の檜垣氏は余り素養がなく、第一次写本をよく読めなかったこと、『写』を作成した御師の榎倉武一氏はかなり教養の高い人のようではあるが、『古格』の中から必要なものを書き写したのと同じ精神で、正確に書写することには余り価値を置いていなかったこと等が窺える。
- (14) 平井氏は「儀」と「義」、「者」と「もの」、「替」と「かは」、「成」と「なり」、「て」と「而」、「より」と「よ」等を区別しておられるが、「ヲ」と「を」、「ハ」と「は」の区別は必ずしも明確でない。
- (15) 原文書・正文復元の試みは、神宮文庫に対するより一層の調査をまつべきであり、その点平井氏の今後に期待したい。
- (16) 平井氏は第八条の「天下之さゝハリ」の部分を「天下のさゝハリ」としておられるが、「佐」の草書体は「ち」「修」の二様があるので「さゝハリ」とするには当たらないと思う。又、「者」という字を「ハ」と読む場合には「は」、「モノ」と読む場

合には「者」と翻刻しておられるが、ここでは両者を区別しないで「者」に統一した。

(17) 前註(9)参照。

(18) 「我が史料より見たる戦国時代東西交渉史補遺」(『史学雑誌』五〇—七号、一九四一年)。

(19) 「秀吉政権と長崎——伴天連追放令後の長崎支配を中心として——」(『歴史教育』一七—二号、一九六九年)。

(20) 有馬の「美女狩り」と言われているものは、人質要求を指していると思われる。なお後註(66)参照。

(21) 前註(5)参照。二〇〇—二〇三頁。

(22) 『キリシタン時代の研究』(岩波書店刊、一九七七年)所収。

(23) 宝曆十年自序、別名『長崎志正編』、『長崎文献叢書第一輯第二巻 長崎実録大成正編』(丹羽漢吉・森永種夫校訂、長崎文献社刊、一九七三年)。

(24) 前掲書一〇六頁、及び古賀十二郎氏の「解題」参照。

(25) 『海表叢書』4 (平楽寺書店刊、一九二八・一九三四・一九四四年)所収。

(26) 「拙稿1」参照。

(27) 「拙稿2」参照。

(28) 「豊臣秀吉の伴天連成敗朱印状について——天正十五年六月十八日付朱印状の批判——」(『国学院雑誌』八〇—一一号、一九七三年十一月)。

(29) 雄山閣出版刊、一九七九年。

(30) 『日本の古文書』上(岩波書店刊、一九四九年)五五八頁。

(31) 「切支丹禁因の再吟味」(『切支丹史の研究』敵傍書房刊、一九四二年。同増訂版、新人物往来社刊、一九七二年。『論集日本歴史6 織豊政権』有精堂刊、一九七四年、各所収)。

(32) 『近世初期日本関係南蛮史料の研究』(風間書房刊、一九六七年)。

(33) 「キリシタン禁令をめぐって」(『日本歴史』三〇八号、一九七四年一月号)。

(34) 「キリシタン禁制研究ノート」(『日本歴史』三三八号、一九七六年七月号)。

- (35) 煎本氏の外奈倉哲三氏も「秀吉の朝鮮侵略と『神国』」(『歴史評論』三一四号、一九七六年六月号)において三鬼批判を試みられた。これらの論争については清水紘一氏の解説(『近世対外関係史論』有信堂刊、一九七七年第二章第一節)がある。
- (36) 前註(28)参照。
- (37) 『鉄砲とその時代』(歴史新書、教育社刊、一九八一年三月)及び前註(10)参照。
- (38) 清水紘一『キリシタン禁制史』(歴史新書、教育社刊、一九八一年九月)及び三鬼氏前掲書(前註参照)。
- (39) 第二章二参照。
- (40) 肉食と人身売買の件は記録(三)にも記されており、当時秀吉政権内部でこれらの事柄が話題となったことは疑いえない。
- (41) この文書は「信長公記」巻十三に収められており、奥野高広『織田信長文書の研究』下所収(吉川弘文館刊、一九七〇年)、朝尾直弘「將軍権力の創出(三)」(『歴史評論』二九三号、一九七四年)に全文の紹介がある。
- (42) 丸山孝一『カトリック土着——キリシタンの末裔たち——』(NHKブックス、日本放送出版協会刊、一九八〇年九月)。
- (43) 『下』四〇〜五〇頁。
- (44) 記録(7)及び『日本史8』二二三頁。
- (45) くわしくは別稿において述べる予定。なお第二章二参照。
- (46) 「相良氏法度の一考察」(『戦国法成立史論』東京大学出版会刊、一九七九年所収)。
- (47) 『戦国社会史論』Ⅱ「戦国法の成立と構造」(東京大学出版会刊、一九七四年)。
- (48) 『日本史5』一六七頁によれば、明智光秀は右近が「自分の味方になるに違いない」と勘違いしていたとある。
- (49) 『日本史1』三四五頁には次のようにある。「三年前(天正十二年、引用者註)であったが、(彼、右近は)またしても大坂で幾人かの貴人を説得してキリシタンにするところがあった。そのうちの一人小寺官兵衛殿が司祭らに打ち明けたところによると、デウスの教への敵である例の関白の老いた(色事の)周旋人(施薬院徳運)が談話の間、キリシタンの武将が数を増していることは、はなはだ面白からぬことで、それは右近とその仲間が関白に対して何事かを企んでいるからである。よってさようなことを禁ずるよう関白に進言するつもりであると語ったとのことであった」。
- (50) 個人的信仰に対する無関心は、当文書(10)・(11)において伴天連の統制を問題としておきながら、彼等が布教活動の中心的担

い手であることには何も触れていないことと対応している。

- (51) 『日本中世の国家と宗教』(岩波書店刊、一九七五年)。
- (52) 圭室諦成『日本仏教史Ⅲ・近世 近代篇』(法蔵館刊、一九六七年)三八・三九頁。
- (53) 勿論ここには外来のキリスト教を仏教の一派として理解し、積極的に国内に定着させようとしていた当時の多くの日本人信者達のキリスト教理解が反映されていると見ることも可能であろう。
- (54) 第四章参照。
- (55) 記録(一)。
- (56) 『日本史11』一八九頁。
- (57) 彼は一時棄教したがオルガンチーノに会い再びキリシタンに立ち返った。遠藤周作『鉄の首枷——小西行長伝』(中公文庫、一九七九年)。
- (58) 小西行長については別稿でくわしく述べる予定である。
- (59) 人身売買については次の研究がある。岡本良知「日本人奴隷輸出問題」(『十六世紀日欧交渉史の研究』六甲書房刊、一九四二年所収)、牧英正『人身売買』岩波新書、一九七一年。
- (60) 藤木久志「豊臣政権の九州国分令について」(『豊田武博士古稀記念・日本中世の政治と文化』吉川弘文館刊、一九八〇年所収)。
- (61) 「キリシタン伴天連追放令——集権的封建制樹立の宣言——」(『歴史教育』三一九号、一九五五年)、「伴天連追放令——集権的封建制の宣言——」(『キリシタンの弾圧と抵抗』雄山閣出版刊、一九八一年所収)。
- (62) 宮島敬一氏は「戦国期における在地法秩序の考察」(『史学雑誌』八七一号、一九七八年一月)において「申合状」とりあげておられるが、これが一揆契状に類似するとあることは興味深い。ここから申合せをしていた人々に「キリシタン党」に対する「反キリシタン党」の存在を想定することができ、秀長・施薬院・鍋島・島津・毛利等々を挙げることができそうである。
- (63) 一向宗側は寺内町特権をてこに地頭領主に対抗することができたのであり、寺内町の設立・破却が領主権力との鋭い対立

点をなしていたことは天文・永禄年中において既に確かめることができる。峰岸純夫「一向一揆」(新『岩波講座日本歴史 8』一四四頁)、藤木久志「統一政権の成立」(新『岩波講座日本歴史9』四四頁)。

(64) この結果(2)の「百姓以下」に対する信仰の自由承認という政策が生まれたのではあるまいか。

(65) この結果例えば今度の九州御動座に際し秀吉は本願寺の實力者下間頼廉を伴い、対島津氏戦において一向宗不知火灣門徒の力を利用して島津氏の背後を攪乱させたのである。藤木久志「織田・豊臣政権論」(『日本の歴史15』小学館刊、一九七五年)。

(66) 「美女狩り」というフロイスの表現は施薬院を「色事の斡旋人」と言うことと共通性があり、こうしたフロイスのものの見方の背後には異文化理解の問題が横たわっていると思われる。「美女狩り」とあるのは実は人質のことであり、施薬院は主従制の根幹をなす人質の取扱いを秀吉より委されていたのではあるまいか。妻や娘を人質として秀吉に差し出すと、彼等が秀吉の「ハレム」につれて行かれたに違いない、又、秀吉は「日本国の君となり、その地位が安全となり確保され」と異教徒の常として「それまで隠していた多くの不徳を行い、特に婦人に関する情慾を恣にし」たに違いない、という二重の推測がフロイスの側にあり、それが「美女狩り」という認識を生み出したのであろう。

(67) 記録(イ)。

(68) このミニチュア版として施薬院―小西行長―有馬・大村・五嶋等々の関係が考えられる、「拙稿1」参照。

(69) 記録(イ)。

(70) 第一章一、△表3√参照。

(71) 三鬼氏(前註(33)参照)に従うと、文禄三年の伊勢検地の際もこのルートに従い施薬院は神宮領検地免除のため奔走したとある。

(72) 更にこの背後には「天下の構想」それ自体と天台宗の僧施薬院の関係という秀吉政権内部の事情が関与しているのではあるまいか。